

2010年4月22日 全11頁

日本版 ISA、2012年に導入

制度調査部
鳥毛 拓馬

2010年度改正税法成立（3）金融証券税制

[要約]

- 2010年3月31日に、2010年度の改正税法である国税関係の「所得税法等の一部を改正する法律」、地方税関係の「地方税法等の一部を改正する法律」が公布された。あわせて、改正税法の細目を定める政省令も公布された。
- 金融・証券税制に関しては、いわゆる日本版 ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の要件等が明記され、上場株式等の配当等及び譲渡益等に対する税率が現在の10%から20%に引き上げられる2012(平成24)年に、導入されることとなった。
- 改正税法ではその他に、①非居住者等が受ける2013(平成25)年3月31日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）の非課税化、②振替公社債利子等の非課税手続の簡素化、③民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化、などが定められた。

1. はじめに

- 2010年3月31日に、2010年度の改正税法である国税関係の「所得税法等の一部を改正する法律」、地方税関係の「地方税法等の一部を改正する法律」が公布された。あわせて、改正税法の細目を定める政省令も公布された。
- 金融・証券税制に関しては、いわゆる日本版 ISA¹（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の要件等が明記され、上場株式等の配当等及び譲渡益等に対する税率が現在の10%から20%に引き上げられる2012(平成24)年に、導入されることとなった。
- 改正税法ではその他に、①非居住者等が受ける2013(平成25)年3月31日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）の非課税化、②振替公社債利子等の非課税手続の簡素化、③民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化、などが定められた。

¹ 英国のISA(Individual Savings Accounts：個人貯蓄口座)を模したためこう呼ばれる。

○この改正により、海外投資家によるわが国公社債投資が促進されることが期待される。

○以下では、2010年度改正税法のうち、金融・証券税制に関する改正について取り上げる。

2. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）

（1）日本版ISAの概要

●非課税期間内の課税関係

○日本版ISAとは、証券会社などに開設された非課税口座で管理されている上場株式等(公募株式投資信託を含む。以下、非課税口座内上場株式等)うち、配当所得及び証券会社等へ売委託等により譲渡した場合の、譲渡による譲渡所得等に関して、所得税及び個人住民税が非課税となる制度である。

○非課税となる配当は、非課税口座を開設する年から10年以内に非課税口座を通じて受け取るものに限られる。

○また、非課税となる譲渡所得も、非課税口座を開設する年から10年以内に譲渡したのものに限られる。

○非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされる。すなわち、非課税口座内の上場株式等に譲渡損が生じても、非課税口座以外の口座の上場株式等の配当等・譲渡益との通算はできない。

●非課税期間経過時の課税関係

○非課税期間の10年が経過して譲渡された場合、計算対象となる取得金額は、10年経過時に非課税口座から非課税口座以外の口座に移管された時の時価となる。

○なお、移管時に利益があったとしても課税されることはなく、損失についてもないものとして取り扱われる。

（2）非課税口座

○口座開設の対象者は、口座を開設する年の1月1日において満20歳以上である居住者等に限られる。

○非課税口座は、2012（平成24）年から2014（平成26）年までの3年間において、1人につき1年1口座、したがって3年間で1人3口座を開設できる。

○非課税口座を開設するためには、氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に税務署から交付された非課税口座開設確認書を添付して、証券会社等に提出しなければならない。1人につき1年1口座を担保するためにこのような手続きがとられる。

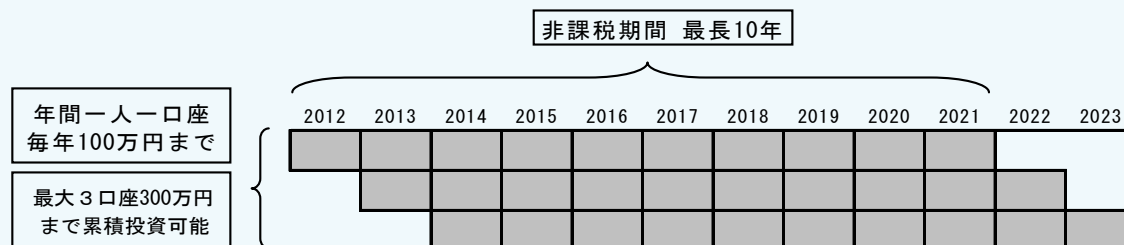
○非課税口座には、その設定の日からその年 12 月 31 日までの間に当該非課税口座が設定された証券会社等を通じて新たに取得した上場株式等及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる。

○ただし、受け入れることができるのは、2012 年から 2014 年の各年に、その非課税口座設定日からの取得額の合計が 100 万円以内のものに限られる。

○非課税口座内上場株式等の範囲は、現行の 10% 税率の対象となる上場株式等と同様である。

●日本版 ISA の概要

①非課税対象	: 上場株式等の配当・譲渡益
②非課税投資額	: 毎年、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
③非課税投資総額	: 300万円（100万円×3年間）
④保有期間	: 最長10年間
⑤途中売却	: 自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
⑥口座開設数	: 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
⑦開設者	: 居住者等
⑧年齢制限	: 20歳以上
⑩導入時期	: 2012年1月1日（20%本則税率化にあわせて導入）



(出所) 各種資料を基に大和総研制度調査部作成

(3) 非課税口座開設確認書の申請手続

○非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、氏名、住所等を記載した交付申請書を、証券会社等に提出しなければならない。交付申請書には、平成 23 年 1 月 1 日における住所地を証する住民票の写し等を添付する必要がある。これは、前述したように 1 人につき 1 年間で複数の口座が開設されるのを防止するための手続きである。

○交付申請書の提出期限は、最初に非課税口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日からその開設年の 9 月 30 日までの間となる。

○当該申請書の提出を受けた証券会社等は、その申請書に記載された事項を e-Tax 等を利用する方法により、すみやかに当該証券会社等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。

(4) 非課税口座年間取引報告書の税務署長への提出

○証券会社等は、その年に非課税の適用を受けた非課税口座内上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、翌年1月31日までに、非課税口座が開設されていた証券会社等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3. 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税の特例

○従来の税制では、株式会社の自己株式の取得と保有を容易にするために、特例として、公開買付けに応じて株式の譲渡を行った株主に対しては、みなし配当課税は行わないこととされていた。特例の期限は、2010年3月31日までとされていた。

○改正税法ではこの期限を9ヶ月延長の上、2010年12月末に廃止される。

○また、特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について次の措置が講じられた。

- ①自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする。
- ②みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である証券会社に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。

4. 上場株式等の取得費の特例（いわゆるみなし取得費の特例）

○現在、居住者等が、2001年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を、2010年12月31日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の取得費を、実際の取得費に代えて、2001年10月1日における取引所等における最終売買価格の80%相当額とすることができる（みなし取得費の特例）。

○この特例については、適用期限である2010年末をもって廃止することになった。

5. エンジェル税制

○特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外することとされた。

6. 日本版預託証券（Japanese Depositary Receipt : JDR）に関する措置

○JDR等の特定受益証券発行信託については、上場株式等と同様に、取引所を介して転々流通させるとともに、信託財産たる外国株式や貴金属等の現物とJDR等がほぼ同額で取引されることを想定しており、

日々の基準価格を算定して個々の投資家の個別元本額を把握・管理することは、想定していない。

○したがって、信託の終了または一部解約により個人の受益者等が交付を受ける資産について、信託された金額を基準に、配当収入や譲渡収入を算出することは困難とされる²。

○そこで、JDR 等の終了または一部解約手続きの円滑化を図り、活力ある証券市場を構築するため、改正税法では以下の措置を講じるとしている。

①上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例(※)の適用対象に、内国法人等が日本版預託証券の終了または一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加する。

※法人が支払を受ける上場投資信託の償還金又は解約金のうち収益分配金として所得税の課税対象となる部分について、所得税を課さない(源泉徴収を要しない)こととする特例

②居住者等が日本版預託証券の終了または一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税する。

③日本版預託証券の終了または一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額について株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とする。

7. 特定口座への預け入れが可能となる上場株式等の範囲の拡大

○非上場会社と上場会社との間で吸収合併、新設合併、株式交換及び株式移転（以下、合併等）が行われ、非上場会社の株主に対して、上場会社の株式等が交付された場合において、従来は、特定口座に当該上場株式等を預け入れることができなかった。

○このため投資家は、当該上場株式等の譲渡益が生じた場合には確定申告する必要があった。

○改正税法では、確定申告等による投資家の負担を削減するため、一定の要件のもと、このような株式等について特定口座への預け入れを可能とする措置を認めることとした。ただし、上場株式等のみが交付された場合に限られる。

8. 外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更

○改正前は、国内の取引所に上場されている国外株式の配当等について、証券会社で源泉徴収事務を行うことができなかった。

² 平成 22 年度税制改正要望事項（金融庁）

http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/fsa/22y_fsa_k_07.pdf

○改正税法では、国内の取引所に上場されている国外株式の配当等のうち、その配当等の支払事務取扱者である証券会社を通じて支払われるものについては、その証券会社をその配当等の源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とされた。

○したがって、取引所に上場されている国外株式の配当等についても特定口座（源泉徴収あり）の受入れの対象とすることができる。

○受入れの対象となるのは2010（平成22）年4月1日以後に支払を受けるべき配当等である。

9. 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充

○公社債の譲渡による所得は原則非課税となっているが、ディープ・ディスカウント債（著しく低いクーポンを付して割引発行する債券）等の主たる投資収益が譲渡による所得である公社債は課税対象となっている。

○改正税法では、新たな種類の投資法人債型ETFが取引所に上場されたことを踏まえ、「利子が支払われない公社債（割引債を除く）」の譲渡による所得に対しても課税されることになった。

○この改正は、2010（平成22）年4月1日以後に行う譲渡について適用される。

10. 先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引の追加

○従来の制度では、金融商品取引法のデリバティブ取引のうち一部の取引のみが先物取引に関する支払調書の対象となっている。

○商品取引法の改正に伴い適正な課税を確保する観点から、先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引が追加された。

商品先物取引法の右に掲げる取引 ※商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に行われる差金等決済について適用	<ul style="list-style-type: none"> ・先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引） ・店頭商品デリバティブ取引 ・外国商品市場取引
金融商品取引法の右に掲げる取引 ※平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用	<ul style="list-style-type: none"> ・市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引） ・外国市場デリバティブ取引

11. 支払通知書に係る所要の整備

○改正税法では、信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する以下の支払通知書の交付期限を、その配当等の支払の確定した日から45日以内（改正前1月以内）とした。

- ①上場株式配当等の支払通知書、
- ②オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書

12. 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実

○以下（１）から（４）の改正は、原則として、平成 22 年 6 月 1 日以後にその計算期間が開始する振替国債・社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債・社債の償還価額と取得価額との差額について適用するとされる。

（１）振替社債等の利子及び償還差益の非課税化

○非居住者等が受け取る振替国債・振替地方債の利子について、非課税となっている。

○他方、改正前においては、非居住者等が受け取る一般公社債の利子に対しては、原則として 15%の源泉徴収が課されていた。

○このため、金融庁等はわが国の公社債市場への海外投資家の投資を促進するべく、非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入することを求めていた。

○これを受けて改正税法では、非居住者または外国法人が受ける以下の利子及び償還差益について、所得税及び法人税が非課税となる措置が盛り込まれた。

- ・振替社債等の利子及び償還差益(償還価額と取得価額との差額)
- ・外国法人が支払を受ける特定短期社債の償還差益

○この非課税措置は、3年間の時限措置であり、2013（平成 25）年 3 月 31 日までに発行されたものに限られる。

○ただし、利益連動債並びに発行者の特殊関係者（発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等）が受ける利子及び償還差益は対象外である。

（２）振替国債等の償還差益の非課税化

○改正前においては、振替国債等の償還差益は課税されていた。このため、非居住者等が恒久的施設を有しなくても申告納税する必要があり、非居住者等による投資の障害を除去することが必要不可欠としていた。

○改正税法では、非居住者または外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限る）の償還差益について所得税及び法人税が非課税とされた。

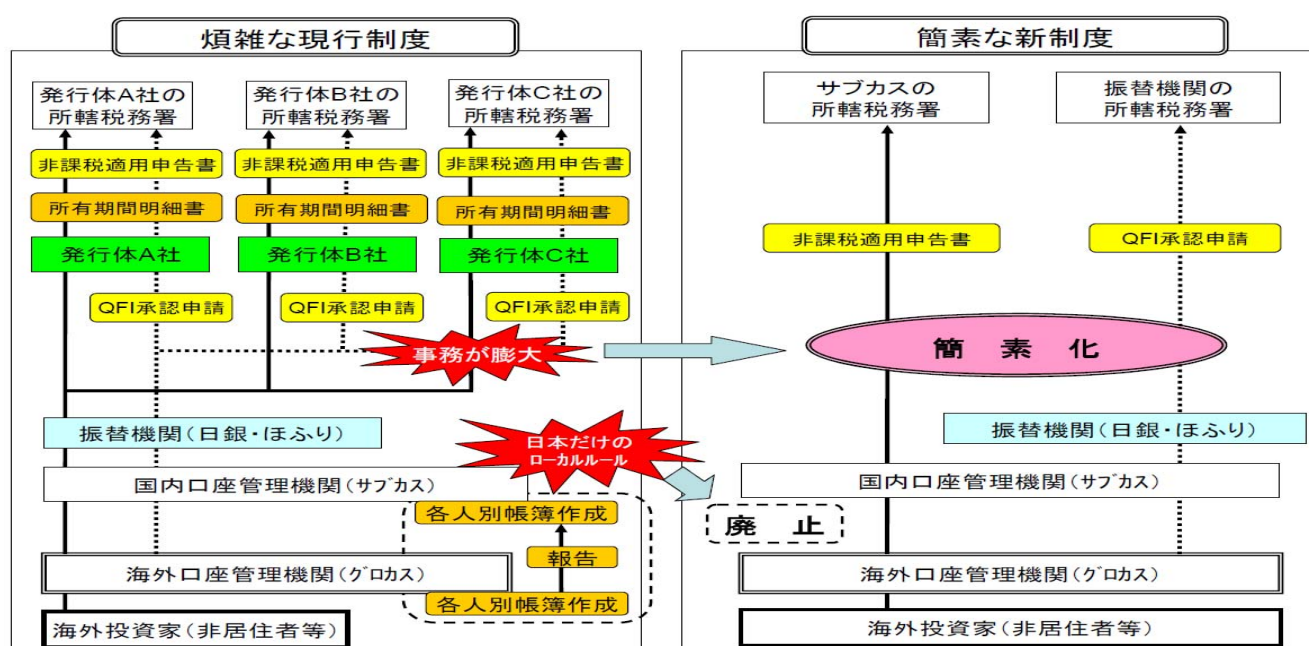
○また、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益についても法人税を非課税とすることとされた。

(3) 非課税手続の簡素化

○改正前の国債、地方債の非課税措置を受けるための手続きは、海外投資家が異なる債券の種類ごとに非課税適用申告書を提出しなければならないなど、煩雑であるという問題があった。

○そこで、改正税法では、振替公社債等(国債、地方債、社債)の利子の課税の特例等に係る適用手続を簡素化するために、発行体毎(多数)ではなく振替機関毎(日銀・ほふりのみ)に変更するなど次の措置を講じている。

- I. 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者または外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とする。
- II. 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関または適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとする。
- III. 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとする。



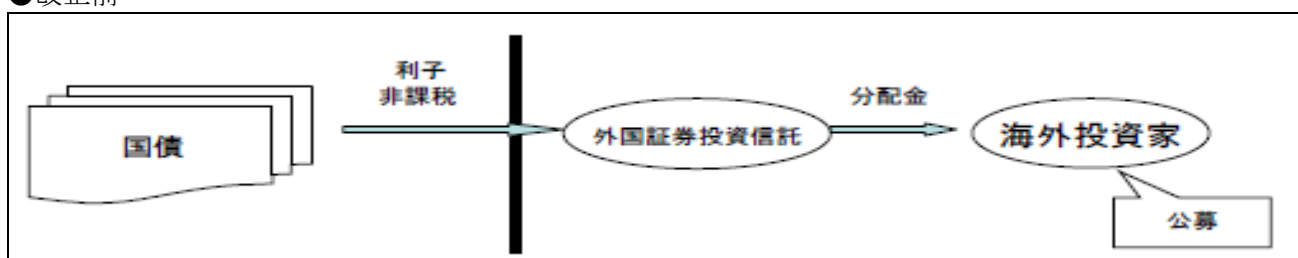
(出所)平成22年度税制改正について一税制改正における金融庁関係の主要項目一(金融庁、平成21年12月)

(4) 適格外国証券投資信託の範囲の拡大

○現行税法上、一定の要件を満たす契約型の外国証券投資信託の受託者である非居住者または外国法人が、その信託財産につき支払いを受ける振替国債・振替地方債の利子については非課税とする措置が講じられている。なお、改正税法により非課税となる対象に振替社債の利子が加わった。

○この非課税措置の適用を受けるものを**適格外国証券投資信託**といい、従来の制度では、以下の改正前の図表のとおり、当該外国証券投資信託の受益証券が国外において公募されており、かつ、国内において募集されていないこと、が適格外国証券投資信託の要件とされていた。

●改正前

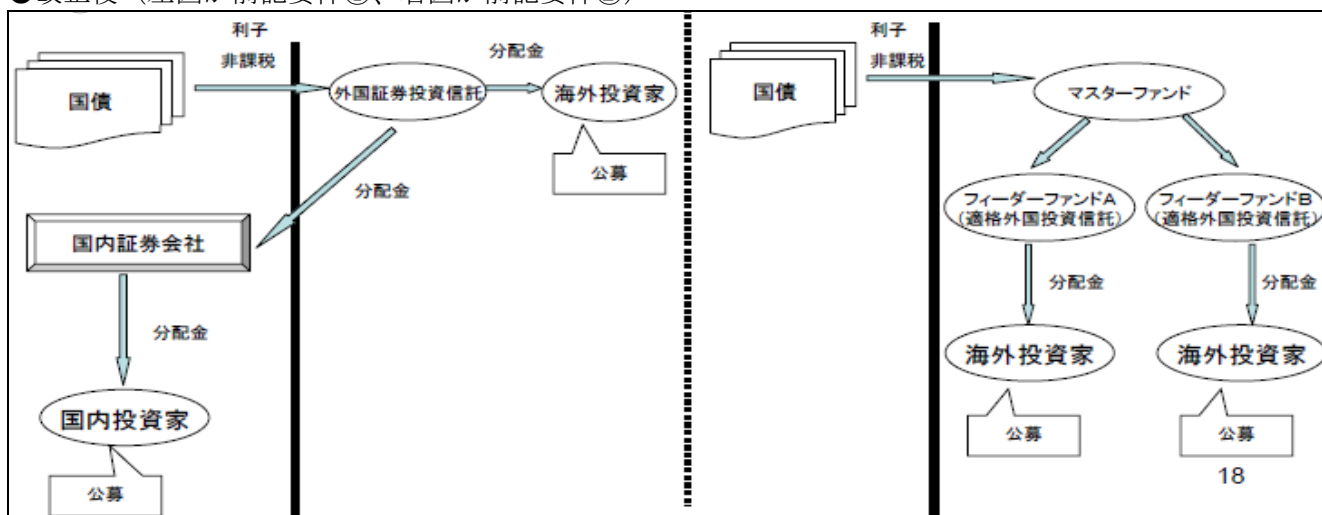


(出所) 財務省 平成 22 年度国債管理政策の概要

○改正税法では、次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託または公社債等運用投資信託に該当するものに限る）についても、適格外国証券投資信託に該当することとした。

- ①その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの
 - I. 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること
 - II. I.の募集が行われた受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じて交付されること
- ②その設定に係る受益権のすべてが、他の適格外国証券投資信託(①に該当するものを含む)の信託財産として取得されるものであること

●改正後（左図が前記要件①、右図が前記要件②）



(出所) 財務省資料 平成 22 年度国債管理政策の概要

13. 民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等

○改正前は、2010（平成 22）年 3 月末までの租税特別措置（措置の枠組は、昭和 49 年の導入以来、すでに 35 年間継続している）であった民間国外債等の利子の課税の特例について、改正税法では、次の見直しを行った上、その適用期限が撤廃された。

- I. 指定民間国外債³制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止する。
- II. 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとする。
 - (i) その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合のその民間国外債
 - (ii) 民間国外債の発行者の特殊関係者（発行者との間に発行済株式等の 50%超の保有関係がある者等）が有するその民間国外債
- III. 国内金融機関等が支払を受ける上記 II. (i) または (ii) に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収が免除される。
- IV. 特定民間国外債について、上記 II. (i) または (ii) に該当するものは、非課税措置の対象から除外される。

○国内金融機関等が受ける社債利子に対する源泉所得税は原則として非課税であるが、軽課税地国法人が発行する民間国外債のうち、国内金融機関等が受ける利子については源泉所得税が課されていた。

○その結果、国内金融機関等の資金運用スキームに影響が及んでいたため、上記 II. の改正により、かかる影響が是正される。

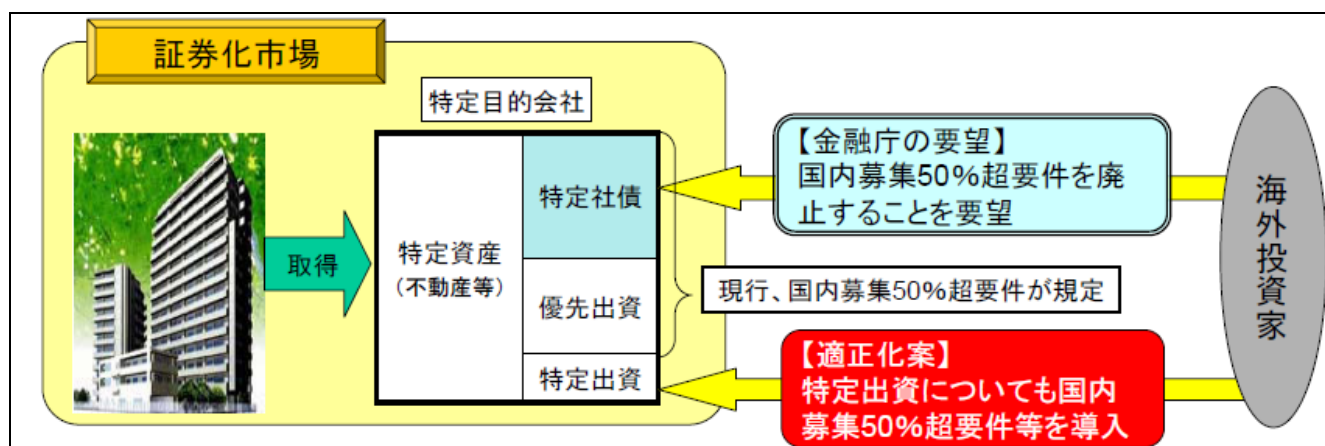
○上記 II. から IV. までの改正は、2010（平成 22）年 4 月 1 日以後に発行される民間国外債につき支払を受ける利子について適用される。

14. 特定目的会社の導管性要件の見直し

○特定目的会社において、配当を損金算入するための要件である導管性要件の 1 つに、特定社債について国内投資家からの募集が 50%を超えていることが規定されていた。

○この要件は、海外投資家がわが国の債券市場へ投資することを制限するためのものであった。

³ 指定民間国外債とは、①その国の法令等により利子の支払取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であって、②その開示をすることができないことについて国際的にも容認されている国（スイス）において発行された民間国外債のことをいう。



(出所) 金融庁 平成 22 年度税制改正要望について (評価結果に対する意見等) 平成 21 年 11 月 26 日

- 海外投資家からのわが国債券市場への投資を促進させる観点から、改正税法では、特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を 50%超とする要件の対象から特定社債が除外されるとともに、特定出資が追加する見直しが行われた。